

中国の計画的商品経済体制の下における 対外経済貿易の全体的枠組

片 岡 幸 雄*

ま え が き

本稿は、中国の改革・開放路線が正式な形で位置づけされる1984年からの対外経済貿易の大枠を取り纏めたものである。本稿を特にこの題目にしたのには、いささか理由がないでもない。筆者は学会などで時として、中国の改革・開放政策への転換が即社会主義市場経済体制経済運営と同一のものにとらえられている状況に遭遇する。この場合には、中国が社会主義市場経済体制を打ち出す前に計画的商品経済体制の段階を設定し、その実践的過程と世界経済の状況をみた上で、次の段階として社会主義市場経済体制を打ち出したという事実上の誤りと、この間に行われた政策議論、思想並びに理論的議論そのものの存在とありうる意義が見落とされてしまうという事態が生ずる可能性がある。このことを考え、本稿で計画的商品経済体制とその体制下における対外経済貿易の全体的枠組に対して、いささかの整理作業をすることにした次第である。

一 過去からの脱皮に向けての新構想—経済体制改革、中国の特色をもつ社会主義経済論、対外開放

別著で当時入手された限られた言及によって不正確ながら一部触れたが⁽¹⁾、今日の時点で入手された資料によると、経済体制改革に関する作業が開始されたのは、1979年国務院財政経済委員会内部に経済体制改革研究小組が置かれたことに始まる。同12月経済体制改革に関する最初の全体規画「関于经济管理体制改革総体設想的初歩意見」が出されたようである。その後1980年5月国務院に経済体制改革弁公室が設置され、同弁公室が「関于経済体制改革的初歩意見」を取り纏め、さらに81年「関于調整時期経済体制改革的初歩意見」を起草した。1982年2月同弁公室は「関于経

* 広島経済大学経済学部教授

济体制改革総体規画」を立案した。これは経済体制改革に関する「総体規画」と銘打った初めてのものといわれる。

1979年の改革方案は企業自主権の拡大を改革の中心に据え、経済の横向き連合を積極的に推し進めるといったものであったのに対し、80年の案は、改革は商品経済に対応した体制を打ち立てることでなければならないと鮮明な形で打ち出した。1982年の案では、所有制構造を合理的に調整しなければならないとの立場にたち、公有制を主体とした多様な経済構成体の併存する所有制構造を打ち立てることを打ち出した⁽²⁾。

1982年11月第5期全国人民代表大会第5回会議において、國務院総理として趙紫陽は「関于第6個5年計画的報告」で、体制改革はなかなか複雑で難しいが、以後の三年内に、①全面的改革案を制定し、②これまでのテストケースを参考にしながら国営企業に対して税制改革(利潤上納制を税制に移行する)を推し進め、国家と企業との関係を改めていく、③中心都市の役割を發揮させ、“条塊関係(従来の縦型計画経済上下計画管理系統と実際の末端経済活動担当単位との関係)”の矛盾の解決をはかり、④商業流通体制の改革を推進し、商品生産と商品交換を促進するという、四つの積極的改革を打ち出した⁽³⁾。

鄧小平は1980年党第12回全国代表大会の開会の挨拶において、中国の特色をもつ社会主義建設を打ち出した。その後鄧小平は1983年1月、豊かになれる所から豊かになるという意味からする中国の特色をもつ社会主義論を提唱し、84年5月ブラジル大統領フィゲイレドと会談をおこなった時、平和が勝ち取れるという前提の下で、現代化建設に邁進し、己の国家を發展させるために、中国の特色をもつ社会主義を建設していくことを述べた⁽⁵⁾。これよりほぼ1カ月後の6月30日、鄧小平は第二回日中民間人会議日本側委員会代表团との会見における談話の中で、中国の特色をもつ社会主義建設における対外経済関係を次のように位置づけた。

中国の社会主義には二つの内容が含まれる(どのような性格の社会主義なのかということ)。

- ① 中国は社会主義によってのみ、遅れた貧しい状態を改めることができる。資本主義によっては、中国の混乱状態の解決はない。
- ② この場合のマルクス主義は中国の実情と結びつけたマルクス主義であって、この意味で中国の実情と結びついた中国の特色をもつ社会主義である⁽⁶⁾。
- ①の内容にはいくつかの意味が含まれるが、中国の遅れた貧しい状態を改めていくためには、市場運行を中心基軸に据え、その運行に沿った政策を推進するという資本主義ではダメで、固有の社会主義経済理念もつ、生産手段の公有制を政策遂行

の柱とする社会主義体制をやるということであろう。

②は実践の方法に関しており、個別国家にとって当然のこととも言えるが、融通無礙の内容ともいえる。

世界政治経済の今日的歴史段階の中で、四つの現代化を達成するためには、国内的⁽⁷⁾にも対外的にも開放していくことが必要である。発展スピードという要求からすると、実情と乖離して速過ぎるというわけにはいかなく、少し速めにだが、できるだけ速くという要求からすると、国内的には経済を活性化させ、対外的には開放政策を実行していくということが必要になってくる。この観点から、外資を歓迎し、国外の先進技術、経営技術を歓迎するのである。中国は社会主義経済を主体としており、その基礎が大きいので、数百億ドルとか、千億ドルを超えても問題はない。外資の導入は社会建設の重要な補充であり、今日では不可欠の補充である。いくらかの問題はあるといっても、積極的効果の方が大きい。構想と言えば、これが構想である。経験を積み重ねて、新しい問題が出たら、新しい方法を出せばよい。この道⁽⁸⁾を中国の特色をもつ社会主義建設の道⁽⁸⁾というのである。ここで言っていることは、今日の歴史的条件のもとにおいて、経済発展のための社会主義建設に合わせて、許容可能かつありうる利用可能な経済的方法として対外開放を行うということで、自己が判断し、選び、定めるその内容こそが、中国の特色をもつ社会主義建設の道だ⁽⁸⁾ということ⁽⁸⁾を言っているに過ぎず、それ以上予め前以ては言えないということでもある。

別著でも指摘した通り、1978年の党第11期3中全会で打ち出された方針の中では、改革と対外開放はペアーで打ち出されたわけではない。改革の一環として対外開放が盛り込まれているにすぎない。対外開放が公式な形で姿を現すのは1981年12月の第5期全国人民代表大会第4回会議における趙紫陽の政府活動報告の中においてである⁽⁹⁾。1982年12月4日公布された新憲法の中において、外国の企業その他の経済組織または個人が、法の定めるところによって、中国で投資し、中国の企業またはその他の経済組織と各種形態の経済協力を行うことを許可するとされ、また、中国領土内の外国企業その他の外国組織及び中外合弁企業は中国の法律を順守すべきこと、同時にこれらの合法的権利及び利益は中国の法律によって守られると謳われている⁽¹⁰⁾。

二 経済体制改革の推進—計画的商品経済体制構築と対外開放の結合

1 全体的枠組

1984年10月党第12期中央委員会第3回全体会議は、「中国共産党中央委員会關於經濟体制改革的決定」を採決し、中国の特色をもつ社会主義建設の全般的要請から、

対内的には経済の活性化、対外的には門戸の開放という方針を徹底し、都市を重点とする経済体制全般に対する改革のテンポを速めていくとの方針を示した。

- ① 経済体制改革は農村で先ず成果を収め(生産量連動請負責任制の実施, 農業生産の専門化, 商品化, 現代化), 次に社会主義現代化建設で主導的役割を担う都市に, 対内的経済活性化と対外的門戸開放の主導的役割を發揮させるために体制改革を進める。
- ② 従来の体制の弊害(行政と企業の職責の未分化, 縦割りと横割りの厚い壁, 企業に対する国の統制, 商品生産, 価値法則, 市場メカニズムの役割の軽視, 分配の不平等など)を排し, 工業, 建設, 商品流通の主な直接の担い手である企業が十分な活力をもつようにする(中国の特色をもつ社会主義, 都市を重点とする経済体制改革の本質的内容)。
 - a 国と全人民所有制企業との正しい関係の確立と企業自主権の拡大(国家の計画と管理に従うという前提の下で, 企業が真に, 相対的に独立した経済実態となり, 自主経営と損益自己負担の社会主義的商品生産者及び経営者となり, 自己改造と自己発展の能力をもち, 一定の権利と義務をもつ法人になるようにする)。
 - b 従業員と企業の正しい関係の確立と企業における勤労者の主人公としての地位の保証, この要求を実現するためには, 経済体制全般にわたる計画体制, 価格体制, 国家機構の经济管理機能, 労働・賃金制度の改革もおこなわなければならない。ほぼ5年間で基本的に達成する。

これまで生産手段の共有制を踏まえた計画経済によって, 大量の資金, 物資, 人力を集中して, 大規模な社会主義経済建設を推し進め, 大きな成果を収めてきたが, 歴史の経験によると社会主義計画体制は統一性と融通性を結びつけた計画体制でなければならない。商品経済の未発達な中国では, 今後商品生産と商品交換を発達させていかなければならないことから, 融通性のある計画経済を打ち立てなければならない。かなり長い歴史的期間にわたって国民経済計画は総じて大まかなもの, 融通性に富むもの, 計画による総合均衡と経済的手段による調節を通じて, 大きな面では確実かつ効果的に管理, 小さな面では存分に自主性と融通性をもたせるというやり方をとるという認識である。

この時期の計画体制改革は, 社会経済発展の飛び越えることのできない商品経済の十分な発展を計画経済と対立したものとしてとらえる考え方を打破し, 社会主義計画経済を意識的に価値法則に依拠したものと位置づけ, 共有制を踏まえた計画的⁽¹¹⁾商品経済とする認識を基礎に置くということである。

このためには, 従来の指令性計画の下で設定されていた, 価値も需給関係も反映

しない価格体系を改革する必要がある。この面での改革を行うことにより、企業の生産・経営の効果の正確な評価、都市と農村の物資の円滑な交流、技術進歩と生産構造、消費構造の合理化の促進をはかることができるようになる。企業自主権の拡大と価格体系の改革は有機的に結びついている。⁽¹²⁾今後価格調整をするとともに、過度に集中した価格管理体制を改革し、国による統一的な価格決定の枠を漸次縮小して、一定の幅をもつ変動価格と自由価格の枠を適宜拡大し、社会の労働生産性と市場の需給関係をよりよく反映させるようにする。

価格体系の改革は、租税制度の調整、財政体制、金融体制改革と並行してなされなければならない。

上述のことを首尾よく行うためには、従来の行政機構と企業の職責の分離、行政の簡素化、権限の下放を行う必要がある。⁽¹³⁾行政機構と企業の職責を切り離した後、取り分けても大・中都市を拠り所とするさまざまな規模の開放式で、ネットワーク型の経済区を漸次拡大すべきで、ここでも行政機構と企業の職責を切り離し、行政の簡素化と権限の下放につとめる(従来型の縦割りと横割りの障壁を作ってはならない)。ここで注目すべきは、従来弱肉強食の資本主義に特有のものとして否定されてきた競争概念が、社会主義商品生産の下における社会主義企業間の競争として肯定されている点である。社会主義制度の下では、競争の目的、性質、範囲、手段が資本主義制度下のそれと異なり、共有制を踏まえた国家の計画と法令の管理の下にあり、社会主義現代化建設に奉仕することを全般的前提とし、社会の評価と検証を受ける。このようにして、生産の発展を阻む封鎖と独占を突き破って、企業の欠点を適宜に明確にでき、企業は生産技術と経営管理を改善し、国民経済全般と社会主義事業の発展を推進できるようになるという。⁽¹⁴⁾

すでに上段で述べてきたように、資本主義商品経済の高度の発展を経ることなく社会主義経済体制をとった中国では、商品生産と商品交換を発展させるというこの「決定」の認識に立てば、企業同士は先ず互いに協力し、支援し合う関係であるが、また、企業間競争を通じて社会主義経済建設をはかるものとして位置づけられる。企業間競争は資産共有制の条件のもとにおける競争であるから、調整と社会主義的再編・統合をも全体経済計画に入れた理念として、一応整合性ある形として提示したのであろう。

経済目標を責任、権利、利益と有効に結びつけるためには、農村での経験を踏まえて、都市部、特に企業で請負を主要形態とするさまざまな経済責任制を打ち立てなければならない。⁽¹⁵⁾また、今日における統一的で、強力な、効率の高い生産指揮系統と経営管理システムを打ち立てるためには、総経理(工場長)責任制が適している。

企業の党組織は工場長の統一的な指揮権行使を積極的に支持する。同時に、従業員代表大会制度と様々な民主管理制度を健全化し、労働者階級の主人公としての地位を具現させなければならない。従来のやり方ではほとんどすべてが政府の計画にしたがって遂行されていたから、企業単位固有の経営的成果は存在する余地は少なく、その成果もほとんどすべては、政府財政部に利潤上納するというシステムであったが、企業の経営自主権が拡大されるという条件の下では、利潤上納は租税納付へと切り換えられ、労働に応じた分配がより確実に貫徹することになる。企業従業員の報奨金も各企業の経営状況にもとづいて自ら決定することとし、従業員の賃金と報奨金を企業の経済効率の向上と連動させるというシステムを組む。頭脳労働と肉体労働、複雑労働と単純労働、熟練労働と非熟練労働、重労働と軽労働の間の関係を正しく設定するなどして、すべての機関、企業、事業体の賃金制度と労働管理制度の改革を進める。社会主義は労働に応じた分配の原則を骨子とするものであり、あらゆる条件と無関係な均等主義ではない。社会主義は社会成員の物質的、文化的な生活水準の漸次的向上と、皆がともに豊かになる目標への到達を保障するもので、それは決して完全な均等ではなく、社会の成員が同じ時期に同じ速度で豊かになるということではない。一部のまだ豊かになっていない人々や弱者、経済的に立ち遅れている地域⁽¹⁶⁾に対しては、特別の配慮を行う必要がある。

社会主義経済建設を急速に発展させ、国の繁栄と人民の富裕と幸福を早く実現するためには、二つの面に積極的要素を動員しなければならない。その一つは、国の政策と計画と指導の下に、国と集団と個人が一斉に取り組む方針を実行し、様々な経済形態と経営方式の発展を堅持することである。

- a 全人民所有制…社会主義経済の主導的な力・方向性と安定成長の保証上重要な役割、同時に他の経済形態と経営方式の発展に対する制限または排除を条件としないこと
- b 集団経済…社会主義経済の重要な構成部分としての位置づけ、多くの生産建設事業は思い切って集団に経営を委ねてもよいこと
- c 個人経済…これは社会主義共有制と結びついており、資本主義的私有制と結びついた個人経済とは性格を異にした社会主義経済の補完物、社会主義的性格のものとしての位置づけ

こういった位置づけの下に、都市と郷・鎮の集団経済及び個人経営の発展のためには、障害の除去、条件の整備、法的保護などの措置を講ずることが謳われ、これらの間では、自由意志と相互利益の基礎の上に、全人民所有制経済、集団経済、個人経済の間の融通性ある多様な合作経営と経済連合の発展をはかっていくべきこと

(一部の小型全人民所有制企業は集団あるいは個々の勤労者のリース経営あるいは請負経営としてもよい)が打ち出されている。⁽¹⁷⁾

2 積極的な対外開放との結合

上述の様々な経済形態と経営方式の発展を積極的な対外開放と結合して推進していくというのが、いま一つの点である。すなわち、独立自主、自力更生、平等互恵、相互信頼を堅持するという土台の上で、対外的な経済協力と技術交流を積極的に進めることである。

党第11期3中全会以来の長期的基本国策としての対外開放は社会主義現代化に拍車をかける戦略的措置であり、今後も引き続き政策の枠を緩め、各方面の積極性の動員と統一対外政策実行の原則に則り、貿易体制を改革し、対外的な経済技術面の交流と交流の規模を積極的に拡大し、経済特区をうまく運営して、これらと沿海港湾都市の一層の開放をおこなう。外資を利用し、外国の企業を引き込み、外資との合弁企業や合作企業、外資100%独資企業創設を推進する。これらのことは社会主義経済にとって必要かつ有益な補完としての位置に立つ。国内外の二つの資源の利用、内外の二つの市場の開拓を通じて、国内建設の推進と対外経済関係の発展という二つの技量を獲得する。⁽¹⁸⁾

これまで改革の歩みは進められてきたのであるが、どのような体制的枠組を構築していく改革なのかについての認識が、必ずしもはっきりしていたわけではなかった。今回の「決定」によって、現下の改革が計画的商品経済体制構築にあることが示され、その中心軸が、国家の計画と管理に従うという前提の下で、企業自主権を拡大し、企業が真に相対的に独立した経済実体となり、自主経営と損益自己負担の社会主義的商品生産者及び経営者となる経済体制の構築にあることが示された。旧い体制の下で企業の自主経営に対して完全に閉ざされていた体制が、完全にはいえないが開放された企業体制の構築が、試験的ということでもなく、一時的便宜的ということでもなく目されることになったということになる。また、これまでの対外開放が一部地方と企業自主経営改革の試験的な部分的存在として位置づけられていたのに対し、対外開放が全体の計画的商品経済体制構築の中に位置づけられ、国内外の二つの資源の利用、内外の二つの市場の開拓を、社会主義建設の積極的補完として、ほぼ全面的に組み込むようになっていく。

三 貿易体制改革の枠組

1 目的と基本原則

1984年9月15日、國務院は対外経済貿易部が上申した「貿易体制改革に関する意

見」を承認した⁽¹⁹⁾。この中では、貿易計画体制改革の目的は以下のように謳われている。

「貿易計画体制改革の目的は、国家の統一計画の下にメーカーと外資企業に多くの経営自主権を与え、外資企業にかなり弾力的かつ機敏に経営活動ができるようにして、国際市場の変化に適応できるようにし、外資企業の経営管理能力を高めるようにすることにある。このことによって、最大の経済効率と利益を収め、国家の計画任務を達成する⁽²⁰⁾ということである」。このことから同時に、従来の縦横にまたがる複雑な計画過程を通じて策定される貿易計画内容を簡略化することが謳われる⁽²¹⁾。

貿易体制改革の基本原則として打ち出されているのは以下の三点である。

- ① これまで行政業務として遂行されてきた貿易業務を、企業活動としての貿易経営業務と行政的貿易管理業務に分け(政企分離)、後者の行政的貿易管理業務は対外経済貿易部の各専門管理司が担当する。
 - ② 工貿結合、技貿結合、輸出入結合を推進する(例えば、従来輸出品を製造する工業と貿易部門とは全く連携がなかった…括弧内筆者注)。
 - ③ 貿易経営に代理制を導入する(輸出入コミッション制の導入…括弧内筆者注)。
- ②については、以下のような事情が背景となっている。

これまでの貿易のやり方は、国家の貿易計画に合わせて対外貿易専門会社が、直接に国家から計画配分を受けて輸出するか、計画に従って公司自体が輸出商品の買い付け活動を行うかは別にして、いずれの形をとったにせよ、いずれも対外貿易専門会社は計画にしたがって、輸出入に関してすべて自己の経営として、貿易活動を行ってきた⁽²²⁾。対外貿易専門会社は基本的には、他の経済主体(例えばメーカー)を主導、あるいは協力して、輸出入促進活動を行うとか、他の経済主体の経済計算上の責任において、手数料によって貿易業務の代理をおこなうことによって貿易活動に参加するという形での固有の独立した貿易業務を行ったことはなかったのである。

このように設定された枠組の下においては、例えば、輸出向け商品(以下輸出貨源と呼ぶ)の供給の面からみれば、輸出貨源を製造・提供する単位(例えばメーカー)は、直接に自己責任で輸出するわけではなく(この意味でメーカーは全く外国市場から隔離されている…括弧内筆者注)、対外貿易専門会社に商品を供給するのみで、輸出上の採算を考える必要が全くないことから(指定された商品を計画指令に応じて生産すればよいということから…括弧内は筆者注)、国際競争力をもつ輸出商品の開発やコスト低減への関心が希薄になってくる事態を招いた。縦しんば、国際的な事情に通じた対外貿易専門会社の側から、輸出貨源供給単位に働きかけがあつて、

これに応じたとしても（応じるためにはそれなりの煩雑な計画手続が必要である…括弧内は筆者注）、その成果について輸出貨源供給単位に直接に利益が配分されるといってもいいから（分配も計画分配ということであることから…括弧内は筆者注）、輸出貨源供給単位はこれに容易く応じないというのが実情となろう。このことから打ち出されたのが、上述の工貿結合、技貿結合などの方向である。この面での推進をはかるために、また③の貿易経営における代理制を導入するということになる。両者の内的結合については後段で触れる。

2 具体的内容

上記「意見」の具体的内容は以下のようである。

(1) 政企分開と行政管理の強化

政企分開後は、対外経済貿易部と省、自治区、直轄市の経済貿易庁（委員会）の専門管理部門が貿易の行政管理を行う。対外貿易に携わる企業（以下外貿企業と略称する）は独自で輸出入業務の経営を行い、独立計算、損益自己負担とする。各級行政部門は外貿企業の経営業務に関与してはならない。国家全体の利益を守るために、対外貿易は統一指導し一元管理する。各方面の積極性を十分に発動させ、また統一対外原則を堅持する。対外経済貿易部は行政手段と経済手段を用いて、全国の貿易活動と各種外貿企業の管理に当たる。対外経済貿易部の主要な職責は以下の通りとする。

- ① 対外貿易の方針、政策、規則、制度を立案し、組織的にその実行と監督を行う。
- ② 国家計画委員会と協同して全国の対外貿易長期発展規画と年度輸出入商品指標を編成下達し、執行状況を監督・検査する。また、全国の対外経済貿易統計業務を担当する。各種経済手段を運用し、輸出入調整の経済措置を制定する。各種外貿企業の経営に対して監督・検査を行い、各種外貿企業の褒賞・懲罰法を定め実行する。
- ③ 貿易の国別地区案を作成し、組織的に政府間貿易交渉を行い、貿易協定を締結、組織的にこれを実行する。また、政府を代表して国際経済的な経済貿易会議に出席する。
- ④ 国内外の対外経済貿易企業の設置、合併、取り消し・撤収の批准を一元的に行う。外国企業の中国駐在代表機構を批准、管理する。また、中国の在外商務・経済行政機構を管理する。
- ⑤ 輸出入許可証の審査・批准と発給、輸出入商品の割当総額と個別割当額の管理

と分配，統一経営輸出入商品目録の制定と調整，関連国家規定に則った重点技術導入と技術輸出契約の審査・批准

- ⑥ 輸出商品商標の統一管理
- ⑦ 国際市場の調査研究活動と情報交流を担当し，適時に全国の経済貿易企業と関連部門に情報と予測を提供する。
- ⑧ 全国の各種外貿会社の董事(取締役)に相当，総経理(社長)，副総経理(副社長)の任免は上級経済貿易部門に報告し，記録する。上級の経済貿易部門は下級会社の業務活動に対し監督を行い，評価の芳しからざる者に対しては更迭を提起できる。
- ⑨ 全国の対外経済貿易関連大学・学院の指導と経済貿易に携わる職員の教育・訓練活動を担当する。また，地方の対外経済貿易教育機関の運営を援助する。

対外経済貿易部は，分級管理の原則に照らして，各省，自治区，直轄市の経済貿易庁(委員会)が，対外経済貿易部の授権に基づいて，上記10条の職責の範囲内で，当該地区の各種外貿企業の行政管理・督促・検査活動をきちんと遂行することを要求する。

(2) 行政管理業務の整理と経営の門戸開放，外貿企業経営の積極性の発動

行政管理業務の整理と経営の門戸開放，新たな方向性と政策的支持

- ① 貿易体制改革の重点は行政管理の単純簡潔化にある。対外経済貿易部所属の貿易専業公司，その他の部門の貿易公司，地方の対外貿易公司是，いずれも漸次元来の所属行政部門から独立して，政企分開の上に立って独立計算，損益自己負担するようにし，その経済的専業化をはかり，社会的要求に応えられる方向に発展させる。
- ② 対外貿易の発展をはかるために，現在の全国的規模にわたる専業化した，社会の要求に応えられる対外貿易総公司をきちんと打ち立てる(中国対外貿易の主力ではあるが，独占ではないという位置づけ，中小の公司与企業にも貿易経営権を与え経営に参加させ，相互補充，相互促進，貿易の活性化をはかる)。必要に応じ条件が熟した時には幾社かの専業貿易公司を設けたり，条件を具えた大型企業には批准を経て直接対外貿易をさせる。
- ③ 工貿結合，技貿結合を対外貿易発展，技術進歩の重要な政策とする。商品に応じて，外貿企業とメーカー，科学技術単位との各種形式の工貿結合，技貿結合の積極的推進(企業の技術進歩と先進技術導入)，工業製品輸出の発展と輸出構造の改善，企業間工貿結合に対する行政的奨励と支持を行う。

各種外貿企業経営体制と管理

- ① 国家の対外貿易の方針、政策、関連法規、条例に従い、対外経済貿易部の統一行政管理を受け、国家の輸出外貨獲得とその他の輸出入計画任務を負う。責任、権利、利益の一致した経済責任制を打ち立てる。
- ② 外貿経営権を申請する企業は対外経済貿易部の批准を経た後、工商行政管理部門に登録しなければならない。貿易経営については、批准を受けた経営範囲内において独立経営、損益自己負担によって、各種形式の工貿結合、技貿結合を積極的に進め、各種形式の連合経営を推進しなければならない。
- ③ 外貿企業は総経理(社長)責任制あるいは董事会指導下の総経理(社長)責任制とする。
- ④ 外貿企業の内部機構、幹部、人員編成、賃金、報奨金等は、企業は国家の関連規定によって行う。
- ⑤ 対外貿易專業總公司と分公司(支店)は、業務上は上下の指導関係である。分公司の計画、業務等はいずれも總公司の指導を受けるが、財務は支店ごとの計算とし、損益自己負担とする。地方の外貿公司や企業は、希望があれば專業總公司と業務関係をもってもよいし、共同あるいは連合経営、合營関係を打ち立ててもよい(總公司の分公司としての関係としてこれらを行うことはできない)。

(3) 輸出入代理制の実施と貿易の経営管理の改善

これは上述「意見」の貿易体制改革の基本原則③に関する改革内容である。これまでの対外貿易專業公司の経営の在り方に焦点を当ててみれば、取扱商品ごとに設立された独占的公司が、計画に応じて営業を行い、計画通りに業務遂行するわけであるから、結果についてもほとんど自己責任がないということになり、対外貿易專業公司自体の固有の専門的貿易業務の積極的かつ効率的営業努力が乏しくなるという事態を招く可能性が出る。上に述べたように、従来の体制では、対外貿易專業公司は、基本的に他の経済主体の経済計算上の責任において、手数料によって貿易業務の代理をおこなうことによって貿易活動に参加するという形での固有の独立した貿易業務を行ったことはなかったのである。したがってまた、従来のやり方では、対外貿易專業公司自体の固有の専門的貿易業務能力を、直接的な利益分配と結び付ける形で積極的に発揮させようという意欲に乏しくなるということになるし、その面での固有の能力の向上への努力も乏しくなるということになる。この意味から、「意見」では輸出入代理制を実施し、対外貿易專業公司の経営の改善をはかるという方針を打ち出したというわけである。

輸出入代理制とは、自己の経済計算において貿易をおこなうメーカーや外貿企業

以外の単位に対して、外貿企業が手数料によって貿易に関する各種サービスを提供し、共同で国家の貿易計画を達成するという方式である。言うまでもなく、当該貿易の損益については、外貿企業に業務を委託した単位の責任である。輸出入代理制は外貿企業とメーカーの直接的結合を促進することを目指したものであり、工貿結合、技貿結合を推進し、経営の改善をはかり経済効率と利益の向上をはかろうとしたものである。今後、輸出入代理制を貿易経営の基本的形式とするべく、推進していかなければならないと謳っている。

① 輸入は原則上すべて輸入代理制、輸入単位の損益自己負担

輸入については輸入代理制を実施し、個々の経済計算を推進する。輸入については国内製品の使用を奨励し、外貨の節約と国内生産を保護する。工貿結合、技貿結合、輸出入結合をはかる。対外貿易公司是商品、プラント、先進技術設備を輸入するに際しては、輸入して直接使用する単位、生産部門、物資分配等の部門の意見を十分に聞き、必要に応じて、これらを技術面で、また輸入交渉、契約に参加させなければならない。

② 輸出も基本的には輸出代理制とするも、輸出商品の個別情況により実施

a 鋳工業製品の輸出は基本的には輸出代理制とし、メーカーの損益自己負担とする⁽²³⁾。委託加工、連合経営、合弁等の形式で、メーカーと外貿企業が共同で損益を負担してもよい。

b 農・副産品と一部の工芸品等については、従来通り対外貿易会社の直接買付、委託買付あるいは生産基地の合弁経営でやってもよい。条件のあるところでは輸出代理制をやってもよい。いずれの経営方式をやるにしても、いずれも契約によって、工(農)貿双方が担う経済責任とそれぞれが享受する利益を明確に定めなければならない。外貿企業はメーカーに対して適切なサービスと指導を行い、メーカーと十分に生産と販売をすり合わせてメーカーの積極性を引き出し、輸出製品の経済効率と利益の向上をはかるよう努めなければならない。このような努力によって、販売ルートを広げ、輸出に直結するような経営の発展に努めるべきである。沿海都市の輸入加工(進料加工)貿易を大々的に発展させ、貿易全体の発展を推し進める。輸出代理制を行う場合、個々の事情を考慮することなく画一的にやるというわけにはいかないので、外貿公司是自営貿易、パートナー貿易、合作の形の貿易、連合経営等のさまざまな形で貿易をやって、経営の活性化をはかる。

上述の改革、輸出入商品の経営に輸出入代理制が実行されると、これまで行われてきた貿易部面で発生する損益を国が一括合算して統一的に勘定するという財務体

⁽²⁴⁾ 制が打破される条件が整うことになるので、各種の外資企業には利改税(後に予定している別稿で取り上げる)を導入し、独立経営、損益自己負担を実行すると謳っている。同時にこれに合わせて、相応の政策措置を講じ、経済調節手段を強化し、経済責任制を打ち立て、外資企業の国家の要請に合わせた経営の順調な運営を指導していく。

四 当面の段階における外資利用の戦略重点

1984年1月鄧小平は、経済特区の視察後、2月24日北京で中央の指導者と協議した時、経済特区を作り、対外開放政策を実行するに当たって、明確にしなければならない指導思想というのは、制限的にやるというのではなく、広げていくのだということをはっきりさせなければならないということだと提起した。この中で鄧小平は、さらに以下のように提案した。経済特区は一つの窓口としての地位に立ち、技術を導入し、管理を学び、知識を得る窓口であるが、現在の開放はまだ不十分で、さらに多くの経済特区のような窓口的なものを作るべきで、特区の経験を踏まえて、いくつかの通商港湾都市をさらに開放することを考えてみる価値がある。こういったところは特区という名前⁽²⁵⁾でなくてもよいが、特区のような政策を実行することを検討してもよいと。

これを承けて、党中央と国務院は3月26日北京で「沿海部分都市座談会」を招集し、5月4日この会議の「紀要」を批准・通達し、沿海14通商港湾都市(天津、上海、大連、秦皇島、煙台、青島、連雲港、南通、寧波、温州、福州、広州、湛江、北海)を対外開放し、経済技術開発区⁽²⁶⁾を設立し、これら14沿海都市を結ぶ带状の沿海部分の開放と発展を推し進めることとした。

この「紀要」に対する党及び国務院の受け止め方と政策の概要は、以下のようである。

(1) 党及び国務院の受け止め方と評価

- ① 「座談会」の打ち出した実行性に裏付けられた意見は、沿海大・中通商港湾都市の優勢を発揮させるために、外資を利用し、先進技術を引き込むというという新しい局面を切り開き、社会主義現代化建設を加速化する一歩としての重要な筋道である(急速な発展をはかっていくというのは党第12回全国代表大会の重大政策であり、これに合致する)。
- ② 新しい時期の対外開放政策を実行していくのには漸次的発展過程があり、沿海通商港湾都市は、その地理的位置、経済基盤、経営管理、技術水準が比較的優れているところであることから、先ず先行すべきである。しかる後、その多

方面の力でもって全国を支援していき、総括的経験を内陸部に拡大していくべきである。

- ③ 沿海通商港湾都市も状況は同一ではないから、各々の優位を十分発揮させるために開放のやり方には多様性をもたせ、外資とのプロジェクトの重点も各々異なってよい。
- ④ 沿海通商港湾都市はさらに開放を進め、経済特区の成果をよいようにもっていくべきであるが、中央に経済的負担をかけないようにし、主として政策によってこれを推進していかなければならない。積極的に投資し、先進技術を提供する外資に対して優遇を与え、税を安くするとか、国内市場進入を緩くするとかする。
- ⑤ 沿海通商港湾都市の自主権を拡大し、十分に対外経済活動ができるようはかる。⁽²⁷⁾

(2) 政 策

- ① 外資利用プロジェクト批准権の緩和
- ② 外貨使用額度及び外貨貸付の拡大
- ③ 積極的な外資利用と先進技術導入による老朽企業の改造支援
- ④ 中外合弁企業、合作企業、外資独資企業に対する優遇の供与
- ⑤ 経済技術開発区の開設
- ⑥ 輸入加工貿易の大々の展開
- ⑦ インフラ建設の強化
- ⑨ 外資利用計画に対する指導の強化
- ⑩ 改革推進の先導者としての地位に立つ諸方策の実施⁽²⁸⁾

五 計画的商品経済体制の全体的枠組形成の発想と理論構造

経済体制改革の基本的な発想は、上段で触れた1982年2月同弁公室が取りまとめた「関于経済体制改革総体規画」の中はかなりはっきりと読み取ることができる。この中では、基本的な指向は、社会主義公有制が絶対的優勢を占め、各種経済構成体が併存し、商品生産の発展に適応した計画経済体制を打ち立てることにあるとし、各方面の積極性を十分に発動し、社会主義経済の協調的発展を促進して、最大限社会主義経済の効率と利益を高めることを謳っている。このことのさらに具体的意味は、全体的には国家の政策決定という前提の下で、過度の集中体制を、中央政府、地方政府、経済単位、労働者個人的意思決定を相互に結合した多次元の運営決定体系に改めるということである。従来の社会主義の理念が、地方、個別単位、個人の利益を、全体の利益を迂回する形で分配還元するというシステムであったのに対し

て、全体的には中央が調整するが、地方、個別単位、個人の経済運営の企画・立案・運営による経済成果を直接的にこれらレベルの主体の利益分配に結合して還元するという余地を組み込み、これら主体の積極的能動性を発揮させるというシステムにしていくというのである。このことによって、従来の国家全体で統一的に一体としてまとめて収入と支出を取り仕切り、責任を負うというやり方、このことから生ずる“大鍋の飯を食う”という体質、単純な質と量の要素を無視した平均主義的分配制度を、国家の全体的利益を守るという前提条件の下で、経済活動単位と労働者の経済利益を、集団経営の効果と個人労働の成果に緊密に結びつけた分配制度に改めていくということである。またこれは、従来の党と政府機構、行政的方法によって経済を管理してきたやり方を、党と政府が経済発展に対する路線、方針、政策を指導という前提の下で、党、政府、企業が合理的に分業し、経済活動自身の要求に応じて、主として経済組織や経済的方法に依拠し、行政的方法がこれを補完する形で経済を管理するように転換していくということでもある⁽²⁹⁾。このためには、これら主体の積極的能動性が発揮できる体制的枠組を作らなければならない。この段階としては、当面計画的商品経済体制を構築していかなければならないということになるというわけである。

すでに本稿二の部分で述べたところによって、計画的商品経済体制の理論的構造の全体像はほぼつかむことができるが、ここで筆者なりに、その理論的構造の理解を整理しておきたい。

別著で示したように、従来の中国の社会主義経済論の理論的枠組の前提は、「死滅しつつある資本主義」、すなわち帝国主義と直接に対決した位置に立つ、資本主義に対して経済発展上絶対的優位に立つ社会主義の確信に基づく計画経済体制を金科玉条とするものであった。この場合の計画経済体制とは指令性計画を骨子とする集権的計画システムのことである。これは、帝国主義の歴史的な位置づけとこれに対する直接的対決、帝国主義存在の根源的基礎たる資本主義の全面的否定(資本主義経済システムに本質的に内在する市場の盲目性と市場の自己調節能力の限界に対する認識)と、これを超克する社会主義経済体制の絶対的優位の確信を下敷きにするものであった。このことは、「死滅しつつある資本主義」、「社会主義革命の前夜」と不回避的な帝国主義戦争の中で、帝国主義と全面的に対決する「戦争と革命」の時代認識でもあったから、「戦争に備えて」という強い意識が、集権的指令性計画システムをより強固なものとした。

しかし、第二次世界大戦後の世界政治経済における帝国主義の位置の変化と性格の変化、「死滅しつつある資本主義」の経済発展という現実の前に、中国は従来の

考え方の再検討を迫られることとなった。帝国主義戦争を必然化し、これによって死滅していくはずの資本主義は、帝国主義戦争を回避する中で(帝国主義戦争の危険性の後退、帝国主義戦争による世界共産主義革命への展望の後退)生き残り、発展してきた以上、資本主義の中に存在する生命力の強さの再検討と、まもなく死滅するがゆえを以って、すなわち死滅、敗退していくことをすでに先取りして決め込んだ資本主義に対する社会主義計画経済システムの絶対的優位性に対する再検討を⁽³⁰⁾迫られたというわけである。

第一次5ヵ年計画期の後期、中央集権的計画経済体制の弊害を改めるために、中央に集中された経済経営権を地方政府に下放する試みがなされたことがあるが、これとても企業の行政への隷属関係を改めるものではなかった。上述の「中国共産党中央委員会関于経済体制改革的決定」の中で打ち出された計画的商品経済なるものは、従来の考え方に対する再検討から出たものである。

これまでの伝統的社會主義計画経済論の中では、社会主義社会においては商品生産と商品交換は消滅し、生産手段は全人民所有とされ、これを前提として労働者の間には経済的利益に不一致など存在しないと見られていた。これは労働者が社会の主体となった、全体が一つの完全な協同組合的社会という前提に立っての上でのことであった。

商品生産と交換は二つの前提条件の上で成り立つ。社会的分業と独自の経済的利益をもつ経済経営単位の存在である。後者は資本主義社会の場合は、生産手段の私的所有にもとづく個別企業経営単位である。社会主義経済の一定の発展段階においても、分業それ自体は必要であり、特に発展が重要課題となる段階においては発展に向けての動態的分業の進展が取り分け重要となる。これまでも、全人民所有制企業と集団所有生企業の間の交換は商品交換関係と考えられてきたが、全人民所有制企業間の物財の交換は、商品交換関係として取り扱われてこなかった。それは、生産手段が同一の主体にあるという条件の下においては、個別企業単位に独自の経済的利益は存在しないと考えられてきたからである。従来の社会主義計画システムでは、集権的中央計画によって直接的に分業は配置されるが、個別企業経営単位独自の能動性の発揮によってありうる市場を介する間接的分業は制約されていた。

全人民所有制下の個別企業経営単位独自の能動性の発揮によってありうる市場を介する形の間接的分業による生産力の発動と成果分配は、個別企業経営単位固有の経済的利益である。このことを実体化するためには、全人民所有の生産手段の運営権が個別企業に与えられなければならない。従来のやり方である所有権、管理権、経営権を一体化した形の指令性計画システムの相対化である。現実の様態は、国家

安全を含めた全体に対する考慮から、部門、産業種類、業種などで様々な組み合わせがありうるが、国営企業という概念の中に国有資産運営企業という要素が注入されることになる。全人民所有制企業間の交換も商品交換としての性格づけを得るところとなり、全人民所有制企業の中に、全人民所有制を根拠とする分配部分と個別企業経営単位固有の能動的分業による独自の経済的利益分配部分が存在することになる。

これはまた、全人民所有制経済なるものが二つの次元のことから構成されているという事情から来るものでもある。①全人民所有制なるものの存在は、統一された労働者全体のものとしての生産手段であること、②全人民所有制の下における労働者の具体的労働は、個別企業に分散した、一定の規模の連合体された労働であり、全人民所有に帰属する生産手段を直接に占有使用し、生産手段を運営する経営権を行使する主体であるということ、この二つの次元からなる。前者は全人民の全体的利益であり、後者は企業の個別的利益であるということである。

全人民所有制企業間の生産物が商品経済関係とならざるを得ない理由には、さらに以下のような理由がある。

社会主義の段階にあっては、労働は依然として生活手段である以上、全人民所有制企業の中における労働の成果は、労働者の共同の利益であるとともに、個々の労働者の異なった差のある物質的利益をも含むものたることは当然であり、この諸個人の利益は労働の質と量に応じた等労働量交換の原則によらざるを得ない。すなわち、労働に応じた分配の原則である。しかし、生産が社会化した分業体系の中にあつては、個別労働者はいずれかの製品の一部分の加工工程を担当し、企業全体の労働者の協同労働によって当該企業の製品が出来上がる。したがって、労働者間の労働に応じた分配という原則は、先ずは企業間の製品の等価交換によって実現する外はない。労働者個人の物質的利益に差があれば、全人民所有制企業間にも差が出るということになるから、全人民所有制企業を相対的に独立した商品生産者として取り扱わなければならない。また、等価交換を基礎原理とする商品経済関係によって、労働者の経済利益の矛盾を調整する外はない。

社会主義経済の生産手段公有制には全人民所有制と集団所有制があり、この間では商品経済関係が存在するという点についてはすでに上にみてきたところである。また、社会主義国家も対外貿易を必要とし、当然ながらこれは一種の商品経済関係である。しかし、上段の筆者の考え方からすると、社会主義社会は主要な部分としては生産手段の公有制を基礎とするも、一定の部分はこれ以外の多種の経済構成体があってもかまわないということになり、特に生産力の低い発展段階においては、

多種の経済構成体がそれなりの役割を發揮するなら、それは存在の意義があるということになろう。商品経済は、社会主義経済にとって異質物でもなく、旧社会の残滓でもない、社会主義経済それ自体の内在的存在物であり、社会主義公有制の内在的要求から出てくるもの⁽³¹⁾ということになる。ここでは計画的商品経済体制は、上述の要素の組み合わせの中で、現段階としては指令性計画と指導性計画を基底に据えた形での、一定の意味では制約条件を内にもった商品経済体制ということになる。

上段で触れた1982年2月同弁公室が取りまとめた「关于经济体制改革总体规划」の中では、改革は二段階に分けて行うことが提起されている。

第一段階(1982～85年)

改革の準備活動段階として位置づけられるが、同時に必要かつ可能な改革を実施していく段階である。これには、総体計画の制定、全国及び地方の経済体制委員会の設置、改革に向けての統一思想、統一認識を浸透させるための活動、異なった都市を選び改革の試験的モデル実験を行う等が含まれる。

第二段階(1986～90年)

この段階の改革には、所有制構造の調整、企業連合に向けての改組、物価体制改革、労働賃金体制改革、党・行政・企業の合理的分業によって主として経済活動が経済組織を通じて管理されるシステムを構築すること等である。

以上の二段階の改革過程を踏まえて、1990年以後は経済体制改革の効果を全般的に高め、その力を發揮させるべく、両段階の改革をさらに完備したものにしていくという構想が盛られている⁽³²⁾。

注

- (1) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、96～97頁。
- (2) 李鉄映主編『中国经济体制改革重大事件(上)』、中国人民大学出版社、2008年、109～111頁。
- (3) 国务院総理 趙紫陽「关于第6个5年计划的报告—1982年11月30日在第5届全国人民代表大会第5次会议上」、『人民日报』1982年12月14日号。
- (4) 鄧小平「各项工作都要有助于建设有中国特色的社会主义」、『鄧小平文選』第三卷、人民出版社、1999年、23頁。
- (5) 今日の世界政治経済では、覇権主義に反対し、平和を維持していくこと(平和の問題)と南北問題が二大重大問題であるとの認識に立ち、中国は独立自主と非同盟という対外政策の下で、独自のやり方で経済建設をやっていくということである(鄧小平「維護世界和平、搞好国内建設」、同上『文選』、56～57頁)。この点についての詳細は、拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、第三章を参照されたい。
- (6) 鄧小平「建設有中国特色的社会主义」、『鄧小平文選』第三卷、人民出版社、1999年、63頁。

- (7) 国内の地域間、部門間の閉鎖的体制の開放を意味する(同上論文、同上『文選』、65頁)。
- (8) 前掲論文、前掲『文選』、64～65頁。
- (9) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、170頁、国务院総理 趙紫陽「当前的經濟形勢和今後經濟建設の方針—1981年11月30日和12月1日在第5届全国人民代表大会第4回會議上的政府工作報告」、『人民日報』1981年12月14日号。この中で、「今後の經濟建設の方針」の第7番目の項目として「対外開放政策を堅持し、我が国の自力更生の力を強める」と謳っている(「当面の經濟情勢と今後の經濟建設の方針」、中国研究所編『新中国年鑑・1982年版』、大修館書店、1982年、240頁)。「われわれは第一に国内資源、第二に国際資源という二つの資源を利用し、第一に国内市場、第二に、国際市場という二つの市場を開拓し、第一に国内經濟を管理する能力、第二に對外經濟活動、貿易を展開する能力という二つの能力を身につけなければなりません。貿易の拡大は、輸出の振興がカギです。大胆に国際市場に進出し、國民經濟の成長率をつねに上回る伸びを確保すべく努めるべきであります」(同上邦訳、240頁)。これと同時に、外資導入、これに纏わる主權侵害への注意、沿海地区、とりわけ對外開放政策における沿海都市の役割についても触れている。これ以後、諸文献において二つの市場、二つの資源という言葉がよく使われるようになる。
- (10) 「中華人民共和國憲法」(1982年12月4日中華人民共和國第5届全国人民代表大会第5回會議通過、公布)、第18条、『人民日報』1982年12月4日号、同憲法邦訳、中国研究所編『新中国年鑑・1983年版』、大修館書店、1982年、167頁。
- (11) 資本主義經濟と社会主義經濟の區別は、商品が存在するかどうか、価値法則が役割を果たすかどうかにあるのではなく、所有制のちがいが、搾取階級が存在するか、勤勞人民が主人公であるか、どのような生産目的に運用できるかという点にあり、また商品關係の範疇の異なる点にもあるのである。中国の社会主義の条件のもとにおいては、労働力は商品ではなく、土地、鉱山、銀行、鉄道など国有の企業や資源はすべて商品ではない。①計画的な商品經濟は完全な市場メカニズムの調節による市場經濟ではない。②完全な市場メカニズムの調整による生産と交換は、主に一部の農業・副業生産物、日用雜貨、サービス・修理業の役務に限られる。③計画經濟は指令的計画を主とすることと同一ではなく、指令性計画と指導性計画はともに計画經濟の具体的形態である。④指導性計画は主として經濟的梃子を運用する。是非とも必要な指令性計画を実行するにも価値法則を運用しなければならぬ。現行の計画体制の改革は指令性計画の範疇を適宜に縮小し、指導性計画の範圍を拡大していかなければならない(「中共中央關於經濟體制改革的決定—中國共產黨第12屆中央委員會第3次全體會議 1984年10月20日通過」、國家計畫委員會條法辦公室編『重要經濟法規資料選編・1977—1986』、中國統計出版社、1987年、123～128頁、同邦訳「經濟體制改革に關する中國共產黨中央委員會の決定」(1984年10月20日、中國共產黨第12屆中央委員會第3回總會で採択)、中國研究所編『新中国年鑑・1985年版』、大修館書店、1985年、143～147頁)。
- (12) 價格體系の不合理は、以下のような点にある。①同類商品の品質に応じた價格の差異が形成されていないこと、②異なる商品の價格比が不合理なこと(一部の鉱産物と原材料の價格が低めになっていること、農・副産品の買付・販売價格に逆鞘が生じていること)等である(同上「決定」、同上書、128～129頁、同上邦訳、同上書、147頁)。
- (13) 同上「決定」、同上書、130頁、同上邦訳、同上書、148頁。政府機構の主な經濟管理機能は、以下のようなものに限られる。①經濟と社会發展のための戰略・計画・方針・政策の策定、②資源開發・技術改造・頭腦開發の計画の策定、③地域・部門・企業間の發展計画と經濟關係の調整、④重点プロジェクト、就中エネルギー・交通・素材工業についての部署を配置する

- こと、⑤経済情報を収集、伝達し、経済調節手段を把握、運用すること、⑥経済法規を制定し、その実効を監督すること、⑦所定の範囲内で幹部の任免をすること、⑧対外的な経済・技術面の交流と協力を管理すること等である(同上「決定」、同上書、130頁、同上邦訳、同上書、148頁)。
- (14) 同上「決定」、同上書、130～131頁、同上邦訳、同上書、148～149頁。関連して、経済関係の準則を法律の形で確定すること、裁判所や検察院の活動の強化が強調されている(同上「決定」、同上書、131頁、同上邦訳、149頁)。
- (15) 同上「決定」、同上書、131頁、同上邦訳、同上書、149頁。国と集団と個人の利益を統一し、従業員の労働の所得と労働の成果とを結びつけることである。
- (16) 同上「決定」、同上書、131～132頁、同上邦訳、同上書、149～150頁。
- (17) 同上「決定」、同上書、132～133頁、同上邦訳、同上書、150～151頁。
- (18) 同上「決定」、同上書、133頁、同上邦訳、同上書、151頁。なお、関連して、国内地域封鎖性の打破によって、諸資源、諸要素の国民経済的にみた最適配置への流れを推進し、経済構造と地域構造の合理化を促進して、現代化建設の進展をはかることがいわれている(同上「決定」、同上書、133頁、同上邦訳、同上書、151頁)。
- (19) 「國務院批転対外経済貿易部関于外贸体制改革意見的報告的通知」(1984年9月15日)、国家計画委員会条法弁公室編『重要経済法規資料選編・1977-1986』、中国統計出版社、1987年、110～113頁。
- (20) 同上「通知」第四項目、同上書、113頁。
- (21) 同上「通知」第四項目、同上書、113頁。
- (22) この意味の自己責任経営(遂行)ということと、赤字経営とか黒字経営とかいうこととは別のことである。担当した当該貿易経営項目が貿易計画上赤字計画であれば、計画に従って貿易を遂行したとしても、赤字が発生するのは当然のことである。
- (23) 代理制といっても、オーソドックスな代理制の外に買付形式を残した形のものも考えられている(王垂芳・孔子熊・範淑蓉・何家宝・李紹広・蔡建敏・朱美華・王寿庚編『対外貿易出口代理制』、上海科学技術出版社、1991年、20～26頁、79～80頁、対外経済貿易大学研究所・課題組「我国外贸代理制存在的問題与建議」、『国際貿易問題』1997年第4期、拙訳「中国の対外貿易代理制の問題点と改革案」、JETRO『中国経済』1997年11月号参照)。
- (24) これまでは、具体的に貿易業務に携わる個々の対外貿易会社が、国家計画任務で遂行することによって発生した個別単位としての計算上の利益は国家に上げられ、損失はまた国家がすべて負担するという財務システムが実行されてきた。個別単位の資本、資金も基本的には国家から支給され、個別単位の職員の賃金や一部の分配は、個別単位の営業成果とは切り離して別のシステムで行われてきた。
- (25) 鄧小平「辦好经济特区，增加对外開放都市」、『鄧小平文選』第三卷、人民出版社、1999年、51～52頁、李鉄映主編『中国经济体制改革重大事件(上)』、中国人民大学出版社、2008年、170頁。
- (26) 李鉄映主編『中国经济体制改革重大事件(上)』、中国人民大学出版社、2008年、170頁、《当代中国的经济管理》編輯部編『中華人民共和国经济管理大事記』、中国经济出版社、1987年、534頁。
- (27) 《当代中国的经济管理》編輯部編『中華人民共和国经济管理大事記』、中国经济出版社、1987年、534頁、向熙楊・瀋冲主編『十年来：理論・政策・実践—資料選編④』、求实出版社、1988年、163～166頁。
- (28) 向熙楊・瀋冲主編『十年来：理論・政策・実践—資料選編④』、求实出版社、1988年、

166～171頁。

- (29) 李鉄映主編『中国経済体制改革重大事件(上)』, 中国人民大学出版社, 2008年, 111頁。
- (30) 拙著『中国の対外経済論と戦略政策』, 溪水社, 2006年, 第一～第三章。
- (31) 桑百川・王全火主編『中国市場経済理論研究』, 対外経済貿易大学出版社, 2001年, 5～6頁。
- (32) 同上書, 112頁。なお, 「総体規画」には, 具体的な改革の内容として11の項目が掲げられている。①国営経済が指導し, 公有制経済を主体とし, その他の経済構成体を補充とする多種類の経済構成体が併存する所有制構造を構築する。国営経済の範囲を適度に縮小し, サービス業は主として集団経営と個人経営とする。農村経済単位は自発的互利の原則に基づきさまざまな形式の集団経済連合を發展させ, 中外合弁及び各種合営経済等を適度に發展させる。②責任, 権利, 利益の結合原則に則り, 企業の“大鍋の飯を食う”体質の制度を打破するために各種形態の経済責任制打ち立てる。③各種経済活動を経済自体の内的関連に応じて組織し, 地区, 部門, 軍事面と民生面, 所有制の境界を打破することを含む経済組織をつくり, 経済組織の合理化をはかり, 連合体内部で企業化した管理を実行する(各種工業センター, 貿易センター及びこれに応じた金融, 情報, 経済予測, コンサルタント等の経済組織を打ち立てる)。④国営商業を主体とした多数の商業チャンネルを作り, 流通を単純化し, 開放された統一的商品流通市場を打ち立てる。⑤計画管理を整備, 強化し, 科学的で有効な計画体制を打ち立てる。⑥経済法則の要求に照らし, 経済的梃子(価格, 税制, 財政, 金融等の体系を含む)の役割を十分に發揮させるようにする。⑦雇用の弾力化, 経済的合理性のある賃金制度を構築する。⑧経済法の制定(民法, 工場法, 商店法, 公司法, 対外貿易法, 税法, 価格法, 計画法, 統計法, 会計法, 財政法, 銀行法, 労働法, 市場法, 投資法, 計量法, 標準法〈各分野における基準, 規格設定に関する法〉, 特許法, 土地法, 草原法, 水産資源法, 鉱山資源法等)と司法, 監督・裁判制度の整備, ⑨統一指導, 分級管理の原則に則り, 中央の統一指導の下における中央と地方の合理的分業をはかる。⑩党委員会の集団指導, 職員・労働者の民主的管理, 工場長の経営管理の原則に則り, 企業内部の指導, 管理制度の完備, 工場長を企業の法的代表とする。⑪党, 政府, 企業の合理的分業原則に基づき, 经济管理組織体制の健全化と完備をはかる(同書, 111～112頁)。なお, 1982年3月8日国務院に国家経済体制改革委員会が設けられ, 国務院経済体制改革弁公室は廃止された(同書, 112～113頁)。